

坂戸市森林整備計画

令和5年3月

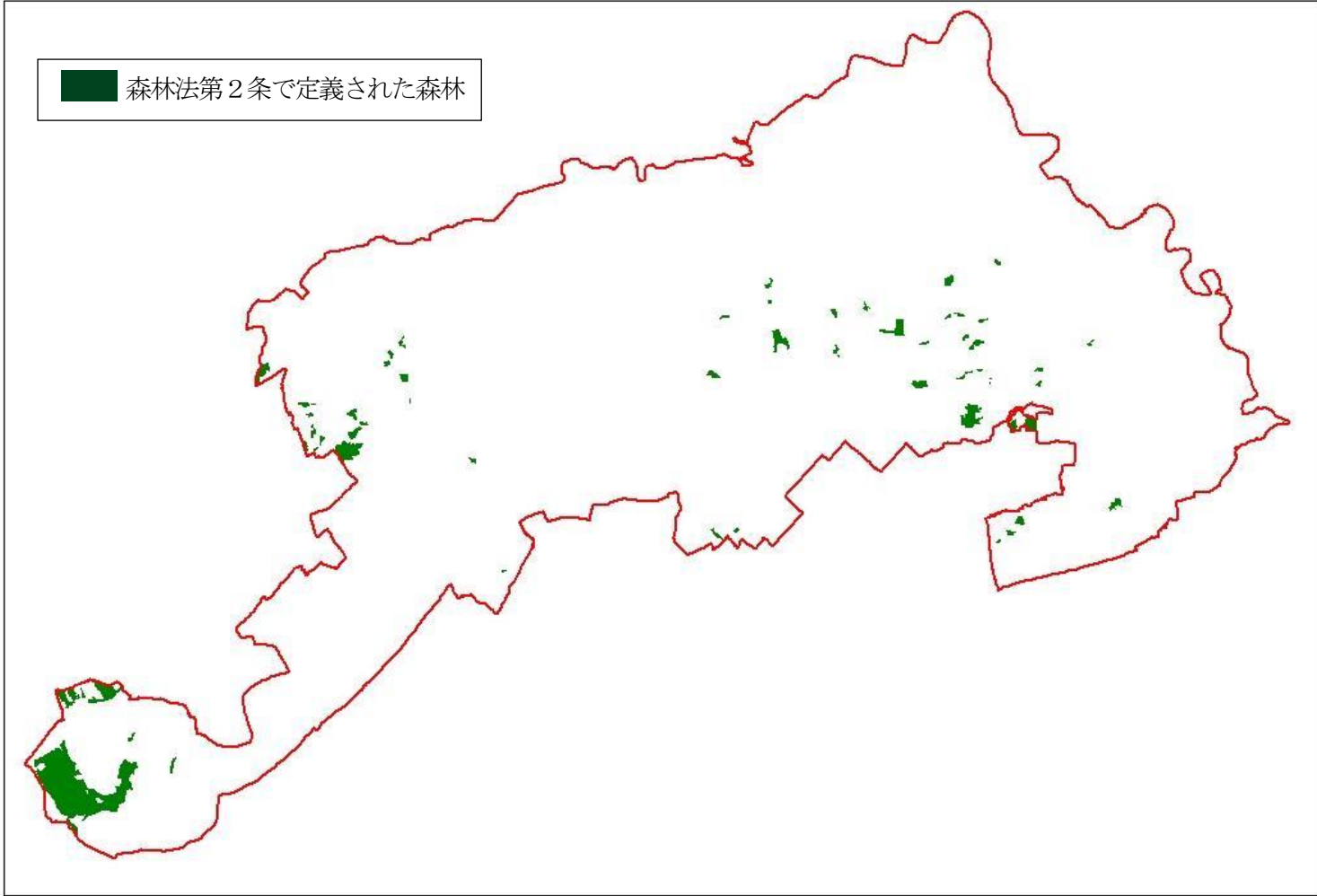
計画期間

自	令和5年4月	1日
至	令和15年3月	31日

埼 玉 県
坂 戸 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
II	森林整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	保育の標準的な方法及び保育の基準	6
1	保育の種類別の標準的な方法	
2	育成単層林における保育の方法	
3	育成複層林における保育の方法	
4	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	7
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
2	その他必要な事項	
III	森林の保護に関する事項	7
第1	鳥獣害の防止に関する事項	7
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	7
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	
3	林野火災の予防の方法	
4	その他必要な事項	
IV	その他森林の整備のために必要な事項	8
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	森林の総合利用の推進に関する事項	
3	住民参加による森林の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	



坂戸市森林整備計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

坂戸市（以下「市」という。）は埼玉県のほぼ中央に位置し、総面積は4,102ha、森林面積は66haで、うち地域森林計画対象森林は57haです。主な樹種は、9割がクヌギ・コナラ等を主体とした広葉樹類で、1割がスギ・ヒノキ等の針葉樹類です。

また、森林地域は、市西部の城山周辺に集中していて、他は平地林が市内に散在する状況です。

城山周辺の森林の保全については、まとまりのある森林として、また、市を代表する景観として、城山周辺の森林の保全が課題となっています。また、まちに潤いを与える市街地に点在する雑木林や社寺境内林などの平地林の保全が課題となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林とします。また、城山周辺の森林や一部の平地林では、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林とします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

また、城山周辺の森林や一部の平地林では、所有者の理解と協力のもと住民に憩いと学びの場を提供する観点から、市民ボランティア等との協働により、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。

イ 森林施業の推進方策

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は、必要に応じて、造林を行うものとします。大部分が広葉樹類であるので、目的樹種の生長を阻害する場合など、必要に応じて整理伐を行うものとします。

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)
全 域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

※ 標準伐期齢については、立木の主伐の時期に関する指標として定めるものですが、其林齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適格な更新を図ることとします。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとします。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、コナラ等	

※1 スギやヒノキの造林にあたっては、花粉症対策に資するため花粉の少ないスギ品種とします。

※2 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとします。なお、大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずることとします。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ・ヒノキ 広葉樹等	疎	概ね 1,500	
	中	概ね 2,500	
	密	概ね 3,200	

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	原則として最小限度の刈り払いを実施します。ただし、現地の状況により省略することができます。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとしますが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行います。また、植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意します。
植栽の時期	春植え 3月中旬～4月下旬 秋植え 9月中旬～10月下旬

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適格な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐の場合は、原則、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とし、人工造林すべき期間を定めるものとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新 の対象樹種	クヌギ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

(ア) 期待成立本数

樹 種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹 種	天然更新すべき立木本数
クヌギ、コナラ等	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

- ① 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行います。
- ② 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行います。
- ③ 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽します。
- ④ 除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行います。

(イ) ぼう芽更新

- ① 更新のための伐採については1 1月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくします。
- ② ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人工造林に準じて行います。
- ③ 下刈りは1～3年目に行います。
- ④ ぼう芽整理（芽かき）は、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとします。
- ⑤ 除伐は、目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施しますが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理します。

ウ 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法

更新完了の目安は、後継樹の密度がha当たり3,000本以上成立している状態とします。後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とします。なお、更新完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な

更新を図ることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・ 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面方や周囲100M以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha

なお、更新については、ha当たり3,000本以上植栽するなどにより確実に更新することとします。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適格な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとします。

また、伐採後に適格な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

第3 保育の標準的な方法及び保育の基準

1 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈り	広葉樹	適宜	造林木の成長状況、雑草木の繁茂状況により適期に必要な最小限の実施とします。 刈払いは、原則として筋刈・坪刈として雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとします。 下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とします。	
つる切り	広葉樹	適宜	つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行います。	
除伐	広葉樹	適宜	目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとし、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実体に即した施業を行います。	

2 育成単層林における保育の方法

保育の種類	方法
下刈り	造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とします。 刈払いは、原則として筋払・坪払とします。ただし、雑草木の繁茂が著しい場所は、全刈りで実施できるものとします。下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生型を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とします。
つる切り	つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行います。
除伐	目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとします。実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行います。

3 育成複層林における保育の方法

保育の種類	方法
下刈り	雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行います。
芽かき	ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行います。
つる切り	目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除去します。
除伐	幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐します。

4 その他必要な事項 なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

森林の区域 市全域 面積 57 h a

イ 森林施業の方法

地域の快適な生活環境を保全するため、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。特に機能の高度発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うこととし、長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

2 その他必要な事項

なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努めます。松くい虫による被害は終息傾向となっていますが、依然被害が続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行います。また、ナラ枯れ被害についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図るものとし、

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図るものとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

被害防止に向け、森林所有者等と協力し、野生鳥獣との共存にも配慮した整備を推進するものとします。

3 林野火災の予防の方法

地域住民に対する防火対策の広報活動を推進するものとします。

4 その他必要な事項

なし

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

(1) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

(2) IIIの森林の保護に関する事項

2 森林の総合利用の推進に関する事項

当市における現状と課題を踏まえ、地域の特色を生かした森林の総合利用方策及び森林の総合利用施設の整備について検討します。

3 住民参加による森林の整備に関する事項

森林の適切な保全管理を行うため、城山周辺の森林や一部の平地林において、市民ボランティア等との協働により、森林の下草刈りや間伐などを実施します。

4 その他必要な事項

なし

(附) 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

単位：人

年次	統計			0～14歳			15～64歳			65歳以上			不詳		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
27年	101,679	51,307	50,372	12,931	6,560	6,371	61,664	32,042	29,622	26,642	12,391	14,251	442	314	128
2年	100,275	50,041	50,234	11,430	5,761	5,669	59,144	30,784	28,360	29,701	13,496	16,205	0	0	0

資料：平成27年度及び令和2年度国勢調査による

(2) 産業部門別就業者数

単位：人

年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
		農業	林業	漁業	小計			
27年	46,614	563	4	4	571	12,628	29,540	3,875

資料：平成27年度国勢調査による

2 土地利用

(1) 市土地面積及び耕地面積

単位：h a

年次	市面積	耕地面積		
		田耕地面積	畑耕地面積	耕地面積
28年	4,102	646	557	1,200
2年	4,102	639	544	1,180

資料：耕地面積は、平成28年度耕地面積調査及び令和2年度作物統計による。

(2) 市土地面積及び森林面積

単位：h a

年次	市面積	森林面積			森林比率
		総面積	国有林	民有林	
28年	4,102	67	0	67	1.6%
4年	4,102	66	0	66	1.6%

資料：2015年及び2020年農林業センサス ※森林面積は、森林法第2条で定義された森林